

内閣参質二〇七第二二号

令和三年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員紙智子君提出日本軍「慰安婦」問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員紙智子君提出日本軍「慰安婦」問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

慰安婦問題に関する政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話を継承しているというものであり、また、政府としては、慰安婦問題を含め、先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題につき、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）、二国間の平和条約その他関連する条約等に従って誠実に対応してきているところである。

三の1及び3について

お尋ねについては、先の答弁書（令和三年六月二十五日内閣参質二〇四第一一六号）七及び九についてでお答えしたとおりである。

三の2について

お尋ねについては、これまで政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかったところである。